

# 世田谷区耐震改修促進計画 (案)

H28/02/05

世田谷区



# 目次

## はじめに

1. 改定の背景と目的 ----- 1
2. 位置づけ ----- 2
3. 対象区域および対象建築物 ----- 3
4. 計画期間 ----- 3

## I. 現状と課題

1. 想定する地震の規模・被害の状況 ----- 5
2. 耐震化の現状 ----- 8
  - (1) 住宅の耐震化の現状 ----- 8
  - (2) 民間特定建築物の耐震化の現状 ----- 8
  - (3) 特定沿道建築物の耐震化の現状 ----- 9
  - (4) 防災上重要な区公共建築物の耐震化の現状 ----- 9
  - (5) 区営住宅の耐震化の現状 ----- 9
3. 区の耐震化支援制度の実績と課題 ----- 11
  - (1) 耐震化支援制度の実績と検証 ----- 11
  - (2) 現在の耐震化支援制度の課題 ----- 12

## II. 今後の取り組み方針

1. 耐震化の目標 ----- 13
  - (1) 住宅の耐震化の目標 ----- 13
  - (2) 民間特定建築物の耐震化の目標 ----- 14
2. 基本的な取り組み方針 ----- 15
  - (1) 基本的な考え方 ----- 15
  - (2) 耐震化促進に向けての取り組み方針 ----- 15
3. 重点的に取り組む施策 ----- 16
  - (1) 住宅の耐震化 ----- 16
  - (2) 沿道建築物の耐震化 ----- 18
  - (3) 民間特定建築物の耐震化 ----- 18

## III. 総合的な施策の展開

1. 普及啓発 ----- 20
  - (1) 建築物所有者の耐震化意識醸成 ----- 20
  - (2) 重点施策対象建築物への積極的な耐震化の働きかけ ----- 22
  - (3) 地域住民や関係機関等との連携 ----- 23
2. 総合的な安全対策 ----- 24
  - (1) 家具類の転倒・落下・移動防止対策 ----- 24
  - (2) 耐震シェルター等の設置支援 ----- 24
  - (3) 窓ガラス・天井等落下防止対策 ----- 25
  - (4) エレベーター閉じ込め防止対策 ----- 25
  - (5) 危険なブロック塀の倒壊防止対策 ----- 25
  - (6) がけ・擁壁に対する安全対策 ----- 26
  - (7) 工作物（屋外広告物等）の倒壊・落下・脱落防止対策 ----- 26
  - (8) 火災発生抑制策（感震ブレーカー等の普及啓発） ----- 26

## 資料編

資料 1	用語の解説	28
資料 2	耐震関係年表	32
資料 3	東京都緊急輸送ネットワークにおける世田谷区内指定拠点一覧表	33
資料 4	世田谷区地震防災マップ（揺れやすさマップ）	34
資料 5	世田谷区地震防災マップ（地域の危険度マップ）	35
資料 6	東京都地震に関する地域危険度測定調査	36
資料 7	町丁目別地域危険度一覧表	37
資料 8	関連リンク集	43

## はじめに

### 1. 改定の背景と目的

#### (1) 計画改定の背景

世田谷区では、平成19年7月に世田谷区耐震改修促進計画を策定し、平成23年9月に改定を行い、平成27年度までを計画期間として建築物の耐震化\*に取り組んできました。

その後平成24年4月には、新たな「首都直下地震\*等による東京の被害想定」が公表され、平成25年12月には、中央防災会議から「首都直下地震の被害想定と対策について」の最終報告があり、首都直下地震の切迫性と建築物の倒壊を要因とする人命・財産の被害の大きさが改めて示されました。

こうした被害想定を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。）」が平成25年5月に改正され、一定の建築物に対して耐震診断\*を義務付けるなど、耐震診断・耐震改修の促進に向けた対策が強化され、「東京都地域防災計画〈震災編〉」の修正が行われました。また、法改正等を踏まえて、平成26年4月に「東京都耐震改修促進計画」が変更され、新たに平成32年度までの目標を定めて、耐震化の促進に向けた施策が示されました。

世田谷区においては、平成32年オリンピック・パラリンピックの東京での開催により、国内外から多くの方が来訪されることも予想されています。こうしたことも踏まえ、安全で安心できる「災害に強い街づくり」を実現するために、これまでの計画の実施状況やその成果を検証しつつ、新たな基本構想・基本計画（平成26年度～平成35年度）に即し、世田谷区都市整備方針\*および世田谷区地域防災計画\*など関連計画との整合を図り、計画の改定を行いました。

- 平成 23 年 9 月：「世田谷区耐震改修促進計画」改定
- 平成 24 年 3 月：「東京都耐震改修促進計画」改定
  - ※平成 32 年度に目標期間延伸・目標値引き上げ、特定緊急輸送道路沿建築物の耐震化加速、等
- 平成 24 年 4 月：新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表
- 平成 25 年 5 月：「耐震改修促進法」改正
  - ※耐震診断の義務付け、区分所有建築物の耐震改修に関する特例措置、等
- 平成 25 年 12 月：中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」
- 平成 26 年 3 月：「世田谷区基本計画（平成 26 年度～平成 35 年度）」の策定
- 平成 26 年 4 月：「東京都耐震改修促進計画」変更（※法改正への対応）
- 平成 26 年 6 月：「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」の改正
  - ※耐震性を満たさないマンションの建替え等に際して、容積率緩和の特例、敷地売却制度の創設、等
- 平成 26 年 7 月：「東京都地域防災計画〈震災編〉」の修正
- 平成 27 年 3 月：「世田谷区都市整備方針・地域整備方針」の改定
- 平成 28 年       ：「東京都耐震改修促進計画」改定予定

## (2) 計画の目的

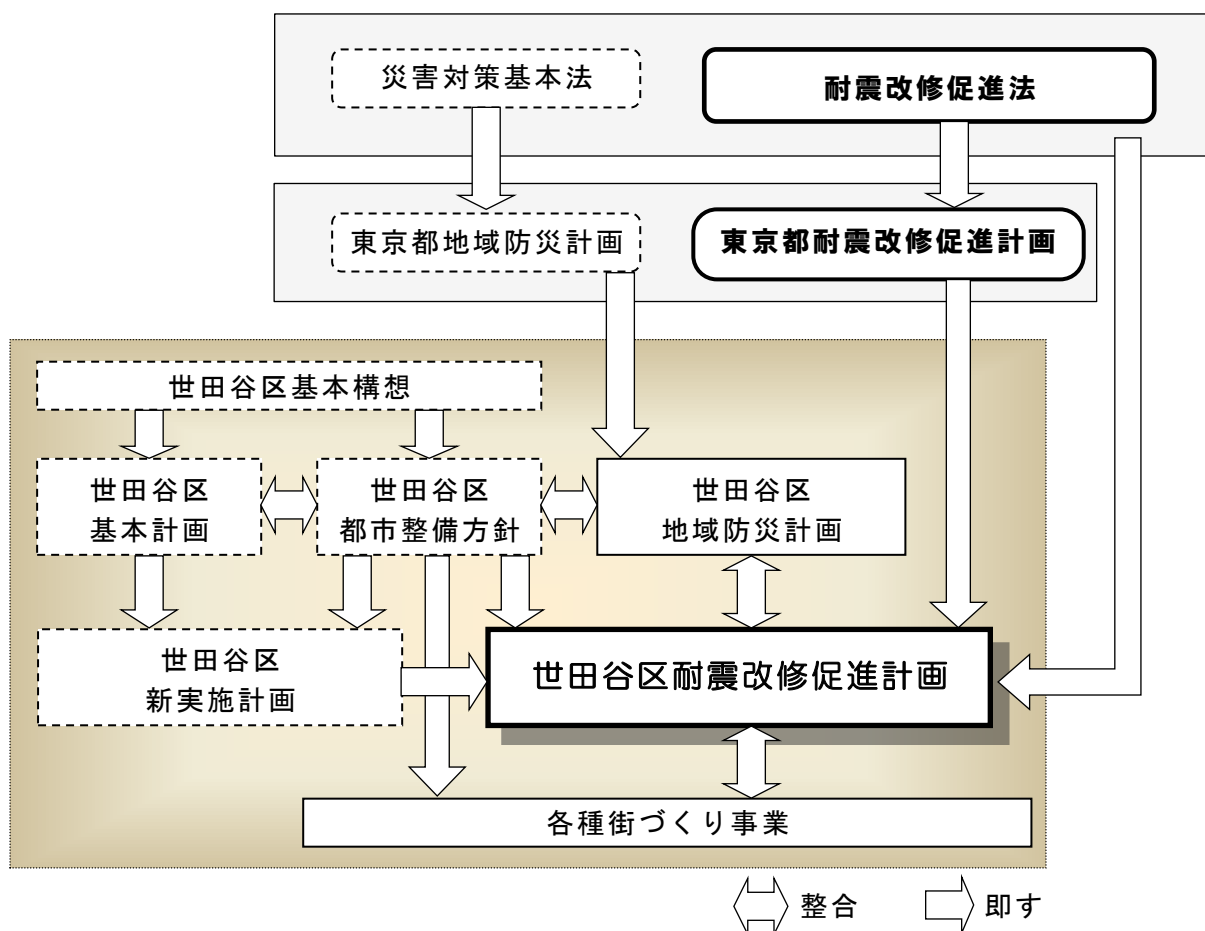
本計画は、切迫性が指摘されている首都直下地震による建築物の被害・損傷を未然に防ぎ、区民の生命・財産を守り、区全体として災害に強いまちの実現をめざすことを目的としています。建築物の耐震化をその重要な対策のひとつと位置づけ、耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策を示しています。

## 2. 位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定しており、「東京都耐震改修促進計画」および「世田谷区地域防災計画」等との整合を図ります。

また、基本構想、基本計画、新実施計画の計画体系の中で、「災害に強い街づくり」を担う計画として位置づけられています。

### ■世田谷区耐震改修促進計画の位置づけ



### 3. 対象区域および対象建築物

本計画の対象区域は世田谷区内全域としています。

対象としている建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準\*（昭和56年6月1日施行）以前に着工して建てられた建築物すべてです。

対象建築物の分類	内容	備考
住宅	○戸建て住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅（木造・非木造）（都区営住宅等含む）	
特定既存耐震不適格建築物*	○多数のものが利用する一定規模以上の建築物（次頁一覧表参照）※（そのうち、民間が所有するものを、「民間特定既存耐震不適格建築物」とする。） ○特定緊急輸送道路*以外の緊急輸送道路*の沿道建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物であるもの	耐震改修促進法第14条に定める建築物
要安全確認計画記載建築物	耐震診断義務付け建築物 ○特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物であるもの（以下、「特定沿道建築物*」という。）	耐震改修促進法第7条第1項に定める建築物
要緊急安全確認大規模建築物	耐震診断義務付け建築物 ○地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物	耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物
防災上重要な区公共建築物	○世田谷区地域防災計画に定める区公共建築物 ・災害対策本部および災対地域本部が設置される庁舎 ・避難所となる学校、その他災害時応急対策に必要な施設  ○不特定多数の者が利用する施設（国、東京都所有の建築物は除く）	
その他	○上記のいずれにも該当しない区内にある建築物	

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じ全ての建築物を「特定建築物\*」という。

### 4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までとします。

■ 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条）

- ・ 特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条）
- ・ 指示（法第 15 条第 2 項）の対象となる特定既存耐震不適格建築物（法第 15 条）
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条）

用途		特定既存耐震不適格建築物(※1)	指示対象特定既存耐震不適格建築物(※2)	要緊急安全確認大規模建築物(※3)	
第 1 号	幼稚園、保育所	階数 2 以上、かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上、かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上、かつ 1,500 ㎡以上	
	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上、かつ 1,000 ㎡以上（屋内運動場面積を含む）	階数 2 以上、かつ 1,500 ㎡以上（屋内運動場面積を含む。）	階数 2 以上、かつ 3,000 ㎡以上（屋内運動場面積を含む。）
		上記以外の学校	階数 3 以上、かつ 1,000 ㎡以上		
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上、かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上、かつ 2,000 ㎡以上	階数 2 以上、かつ 5,000 ㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
	病院、診療所		階数 3 以上、かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上、かつ 5,000 ㎡以上	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上、かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上、かつ 5,000 ㎡以上	
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上			
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数 3 以上、かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上、かつ 5,000 ㎡以上	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）					
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車または自動車の停留または駐車のための施設		階数 3 以上、かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上、かつ 5,000 ㎡以上		
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物					
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上、かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上、かつ 2,000 ㎡以上	階数 1 以上、かつ 5,000 ㎡以上		
第 2 号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 ㎡以上	階数 1 以上、5,000 ㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
第 3 号	都道府県耐震改修促進計画または市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	通行障害建築物*（※ 4）			

※1: 法第 14 条に規定された建築物（施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの）。

※2: 法第 15 条第 2 項に規定された建築物（施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの）。

※3: 法附則第 3 条の規定に基づき平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた建築物（施行令附則第 2 条で定めるもので、同条に定める規模以上のもの）。

※4: 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして施行令第 4 条で定める建築物。



## I 現状と課題

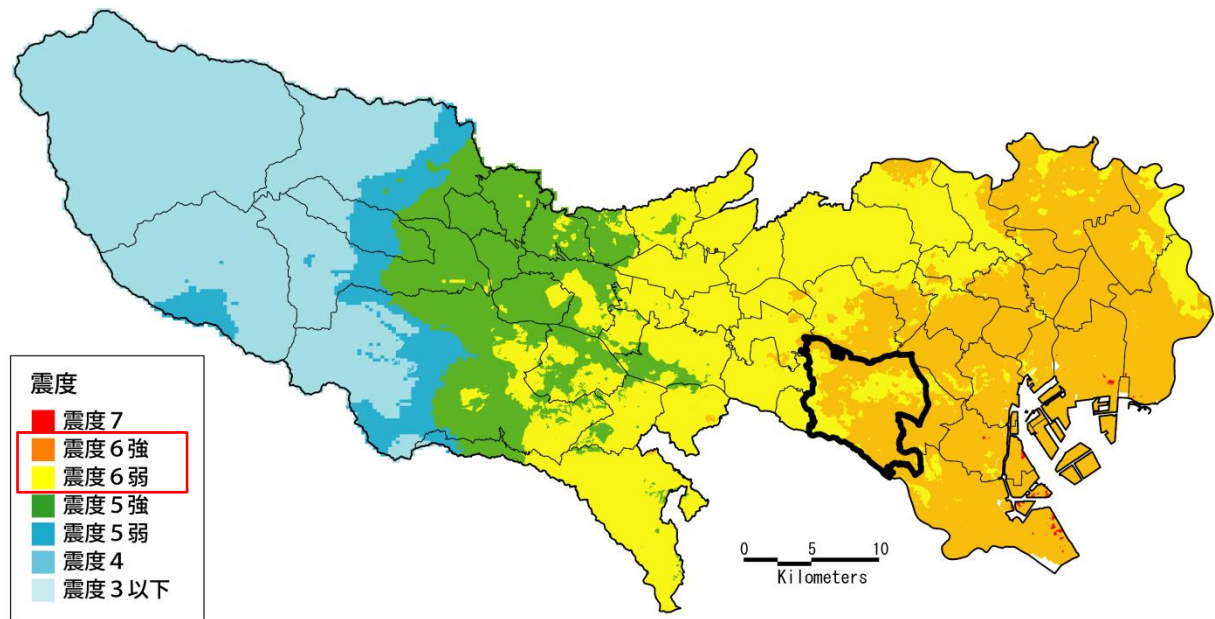
### 1. 想定する地震の規模・被害の状況

本計画では、東京都耐震改修促進計画（平成24年3月策定、平成26年4月1日変更）との整合を図るため、「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議地震部会、平成24年4月18日公表）のなかで、最も被害が大きく想定されている東京湾北部地震（M7.3）を想定する地震とします。

#### ■首都直下地震における世田谷区の想定被害

条件	想定する地震		東京湾北部地震		
	規模		M7.3（震源の深さはH18より浅いと想定）		
	時期・時刻		冬の夕方 18時	冬の朝 5時	
	風速		8 m/秒	8 m/秒	
人的被害	死者		655人	440人	
	建築物被害・屋内収容物		215人	362人	
	火災		411人	47人	
	急傾斜地崩壊		3人	4人	
	ブロック塀等		26人	26人	
	落下物		1人	1人	
	負傷者 （重傷者）		7,449人 （1,366人）	8,425人 （1,181人）	
	建築物被害・屋内収容物		4,637人	7,300人	
	火災		1,857人	168人	
	急傾斜地崩壊		4人	6人	
	ブロック塀等		899人	899人	
落下物		52人	52人		
物的被害	建築物全壊棟数		6,074棟	6,074棟	
	ゆれ		6,020棟	6,020棟	
		木造		5,247棟	5,247棟
		非木造		772棟	772棟
	液状化		7棟	7棟	
	急傾斜地崩壊		48棟	48棟	
	火災焼失棟数		22,455棟	1,772棟	
	ライフライン	電力施設（停電率）		19.4%	9.2%
		通信施設（不通率）		12.7%	1.3%
		ガス施設（供給停止率）		1.2～100%	1.2～100%
上水道施設（断水率）			30.8%	30.8%	
下水道施設 （下水道管きよ被害率）			24.7%	24.7%	
その他	帰宅困難者の発生		168,047人	—	
	避難者の発生（ピーク：1日後）		242,390人	153,833人	
	エレベーター閉じ込め事故		最大269台	最大225台	
	災害時要援護者*死者数		406人	192人	
	自力脱出困難者		1,850人	2,925人	
	震災廃棄物		257万トン	210万トン	

■震度分布図（東京湾北部地震（M7.3））

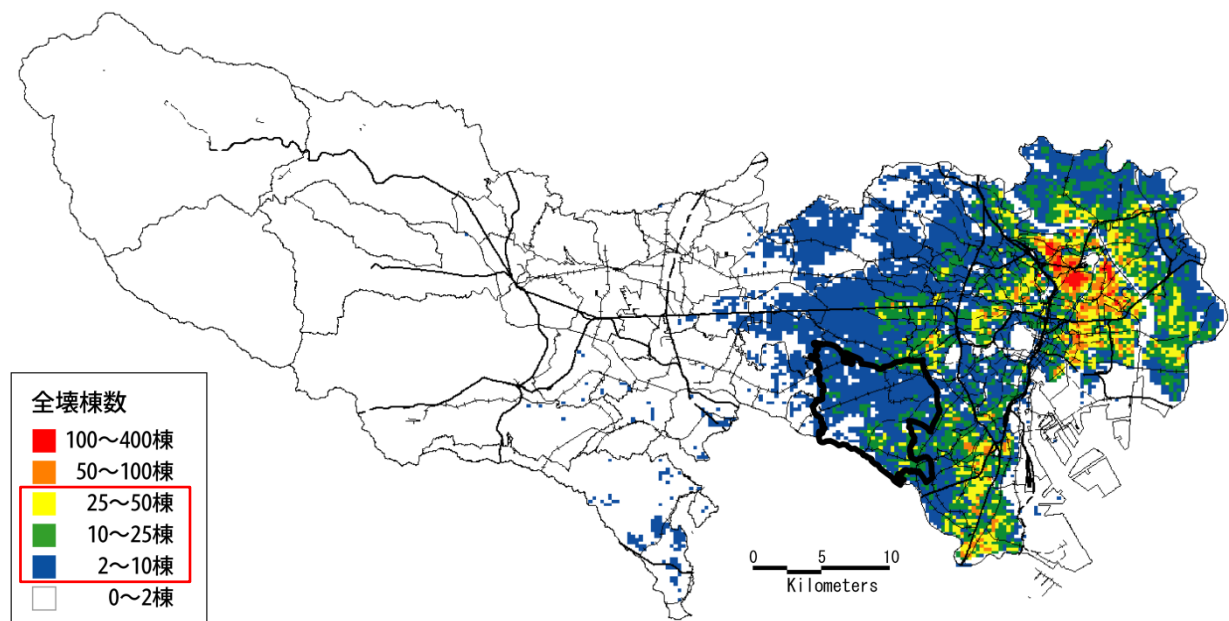


■気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

出展：気象庁震度階級の解説（国土交通省気象庁）〔平成21年3月〕

■建築物全壊棟数分布図（東京湾北部地震（M7.3））



■震度と揺れ等の状況（概要）

## 震度と揺れ等の状況（概要）

**0** **【震度0】**  
人は揺れを感じない。

**1** **【震度1】**  
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

**2** **【震度2】**  
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

**3** **【震度3】**  
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

**4** **【震度4】**

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

**5弱** **【震度5弱】**

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

**5強** **【震度5強】**

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

**6弱** **【震度6弱】**

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い

耐震性が低い

**6強** **【震度6強】**

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

耐震性が高い

耐震性が低い

**7** **【震度7】**

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

耐震性が高い

耐震性が低い

出展：気象庁震度階級の解説（国土交通省気象庁）〔平成21年3月〕

## 2. 耐震化の現状

### (1) 住宅の耐震化の現状

住宅は、約87.0%が耐震性を満たしていると推定されます。

平成25年住宅・土地統計調査\*をもとに、東京都の耐震化率\*の推計方法に準じて算定すると、世田谷区内の平成27年度末現在の住宅総数は約47万戸あり、このうち、約41万戸（87.0%）の住宅が耐震性を満たしていると推定されます。

一方、約6万戸（13.0%）の住宅が耐震性を満たしていないと推定されます。

住宅総数	耐震性を満たしていない住宅	耐震性を満たしている住宅
46万7,265戸	6万516戸	40万6,749戸
100%	13.0%	87.0%

### (2) 民間特定建築物の耐震化の現状

民間特定建築物は、約82.2%が耐震性を満たしていると推定されます。

世田谷区内の特定建築物のうち、民間特定建築物は757棟あり、耐震化率は82.2%と推定されます。

特定建築物用途	合計	耐震性 なし・不明	耐震性 あり	耐震化率
幼稚園・保育所（民間）	60	8	52	86.7%
私立学校（校舎・体育館・講堂等）	284	66	218	76.8%
老人ホーム等	85	2	83	97.6%
福祉センター等	6	0	6	100.0%
運動施設	8	0	8	100.0%
病院・診療所	38	13	25	65.8%
映画館・劇場等	1	0	1	100.0%
集会場・公会堂	7	0	7	100.0%
展示場	6	1	5	83.3%
物販店	93	19	74	79.6%
ホテル・旅館	6	1	5	83.3%
事務所	107	8	99	92.5%
遊技場	15	8	7	46.7%
公衆浴場	1	0	1	100.0%
飲食店	23	8	15	65.2%
サービス業を営む店舗	13	1	12	92.3%
自動車車庫	4	0	4	100.0%
計	757	135	622	82.2%

※単位：棟（平成27年5月現在）

### (3) 特定沿道建築物の耐震化の現状

特定沿道建築物は、90.7%が耐震診断を行っています。

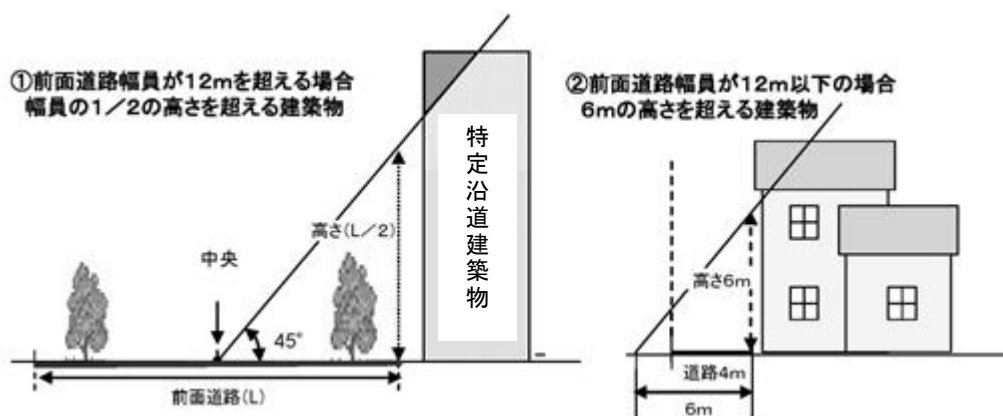
東京都が指定した「特定緊急輸送道路」沿道の建築物で、高さが道路幅員の1/2を超える「特定沿道建築物」は260棟あります。

そのうち236棟（90.7%）が耐震診断を実施し、耐震改修促進法第7条に基づき「耐震診断実施結果報告書」を提出しています。

#### ■ 特定沿道建築物

(耐震改修促進法第5条第3項第2号に定める通行障害建築物)

(東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第2条第2号)



### (4) 防災上重要な区公共建築物の耐震化の現状

防災上重要な区公共建築物は、100%が耐震性を満たしています。

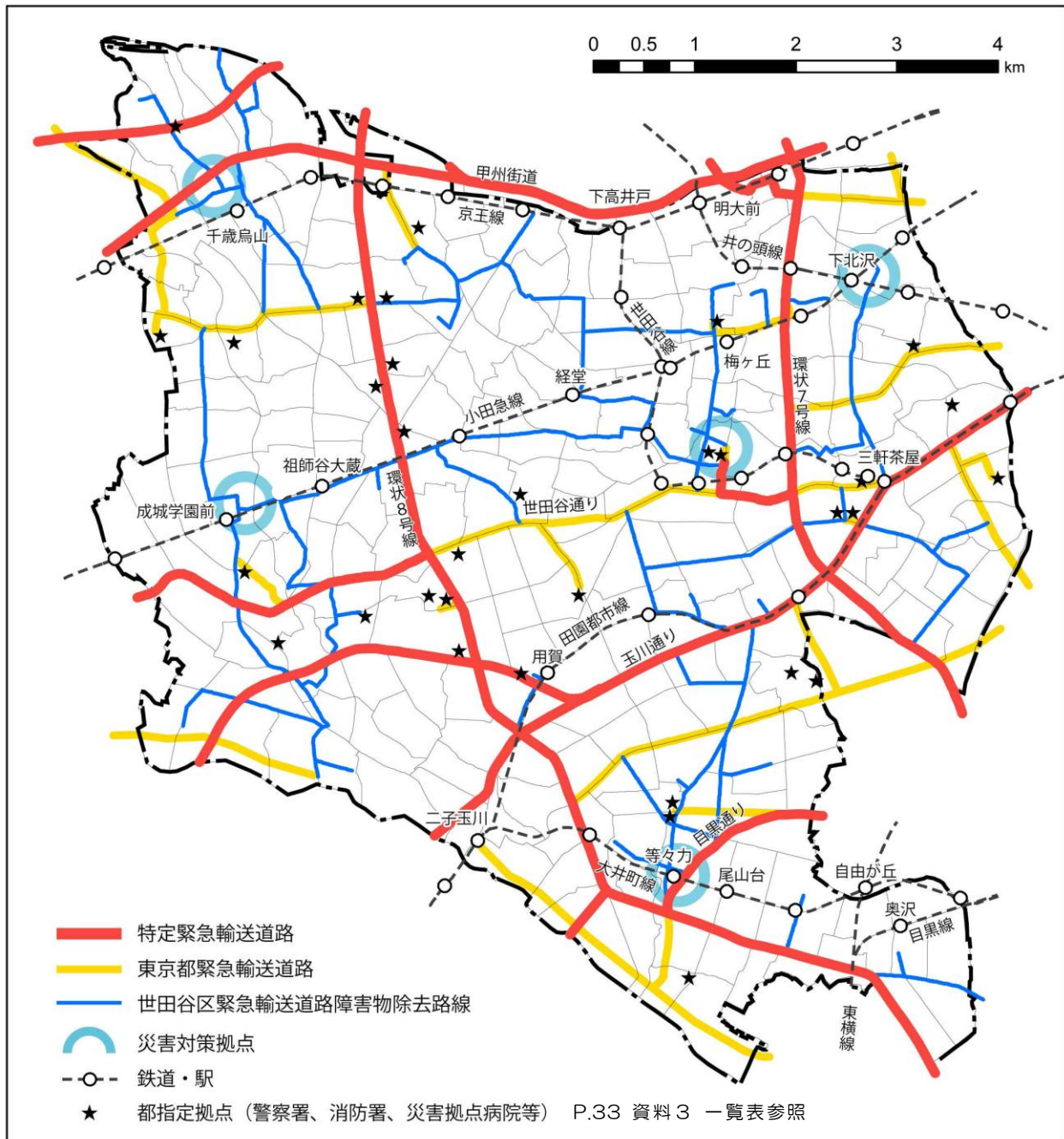
世田谷区内の防災上重要な区公共建築物は、旧耐震基準\*で建てられた建築物のうち耐震性を満たしていないものは順次耐震改修を行い、平成22年度末に耐震化率100%を達成しました。平成27年5月現在、新耐震基準の建築物と合わせて603棟あり、すべてが耐震性を満たしている建築物\*となっています。

### (5) 区営住宅の耐震化の現状

区営住宅（民間借上げ住宅含む）は、100%が耐震性を満たしています。

世田谷区内の区営住宅（民間借上げ住宅含む）は、平成27年7月現在、127棟2257戸あります。そのうち旧耐震基準で建てられた28棟467戸については、耐震診断により耐震性が確認されている建築物または耐震改修を行った建築物であり、99棟1790戸については、新耐震基準の建築物となっています。

■ 緊急輸送道路・沿道耐震化道路 路線図



沿道建築物の耐震化を促進する道路

地震発生時の建築物倒壊による道路閉そくを防ぎ、緊急車両の通行や住民の円滑な避難を確保するために、沿道建築物の耐震化を促進している道路には3種類あります。

緊急輸送道路：都が指定した沿道建築物の耐震化を促進する道路

特定緊急輸送道路：特に重要として都が指定した緊急輸送道路

沿道耐震化道路\*：区が指定した「世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線」

### 3. 区の耐震化支援制度の実績と課題

#### (1) 耐震化支援制度の実績と検証

耐震化支援制度の活用により耐震化につながっています。

特に特定沿道建築物は、平成23年度から診断の義務化と有利な助成制度が始まったことにより、実績があがりました。

H17～26年度	木造	非木造 (特定沿道建築物を含む)
耐震診断	2,452棟	348棟
訪問相談・アドバイザー派遣	116回	114回
耐震改修	571戸 (484棟(19%))	702戸 (33棟)
診断後自主的な建替え	351棟 (14%)	—

H23～26年度	非木造	
	特定沿道建築物	それ以外
耐震診断	189棟	90棟
補強設計	45棟	10棟
耐震改修	26棟	7棟

木造住宅は耐震診断を行ったことにより、約14%が自主的に建替えをしています。

区広報やホームページでのお知らせ、地域掲示板へのポスター掲示、町会・自治会への回覧チラシ、庁舎ロビーでの展示など、耐震化支援制度の積極的な周知を行っています。

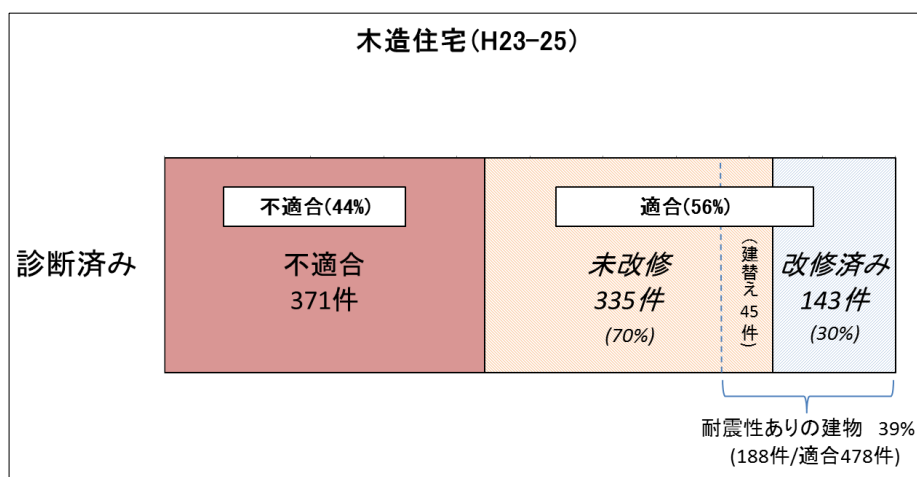
地区防災訓練や避難所運営訓練、自治会防災勉強会などでは、木造倒壊実験模型を使い、耐震化の重要性に関する啓発を行うとともに、耐震化支援制度の周知を行いました。これまでに50回行い、1万人以上の方に普及啓発を行いました。

区民にとってより身近な出張所・まちづくりセンターで行う無料耐震相談会は、全地域で平成23年度より81回実施し、527件の相談を受けました。所有者が相談に来やすい体制を整えています。

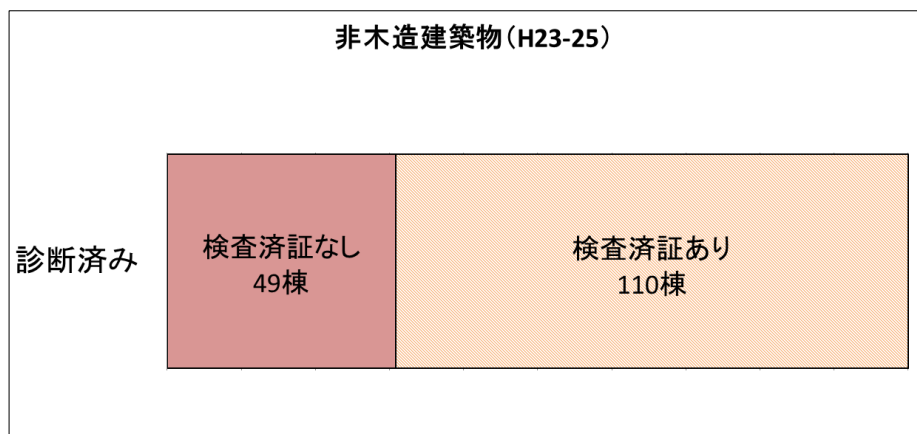
## (2) 現在の耐震化支援制度の課題

木造住宅は、建築基準法に適合しないために補強設計・耐震改修の助成要件に当てはまらず、耐震化に結びつかない建築物があります(平成23～25年度に診断を行った849棟中371棟(約44%) )。また、区の助成対象であっても、補強設計・耐震改修に結びついていない建築物があります(平成23～25年度に診断を行い適合していた478棟中未改修335棟(約70%) )。

耐震診断を行った後、耐震改修を行っていない木造住宅所有者へのアンケートでは、耐震改修に踏み込めない一番多くの理由として「多額な工事費」が挙げられています。



非木造建築物では、検査済証がないため助成対象とならず、耐震化に結びつかない建築物があります(診断した非木造建築物159棟中49棟(約31%) )。



分譲マンションでは、耐震改修や建替えを検討する際に合意形成を図ることが非常に困難です。また、耐震診断から耐震改修や建替えに向けて継続した専門家派遣や具体的な検討書作成の希望があっても、経費が高く、検討を進めることが難しくなっています。

分譲マンションへの支援は1棟あたりの戸数が多いため、耐震化されれば、耐震化率向上への効果が大きく有効です。



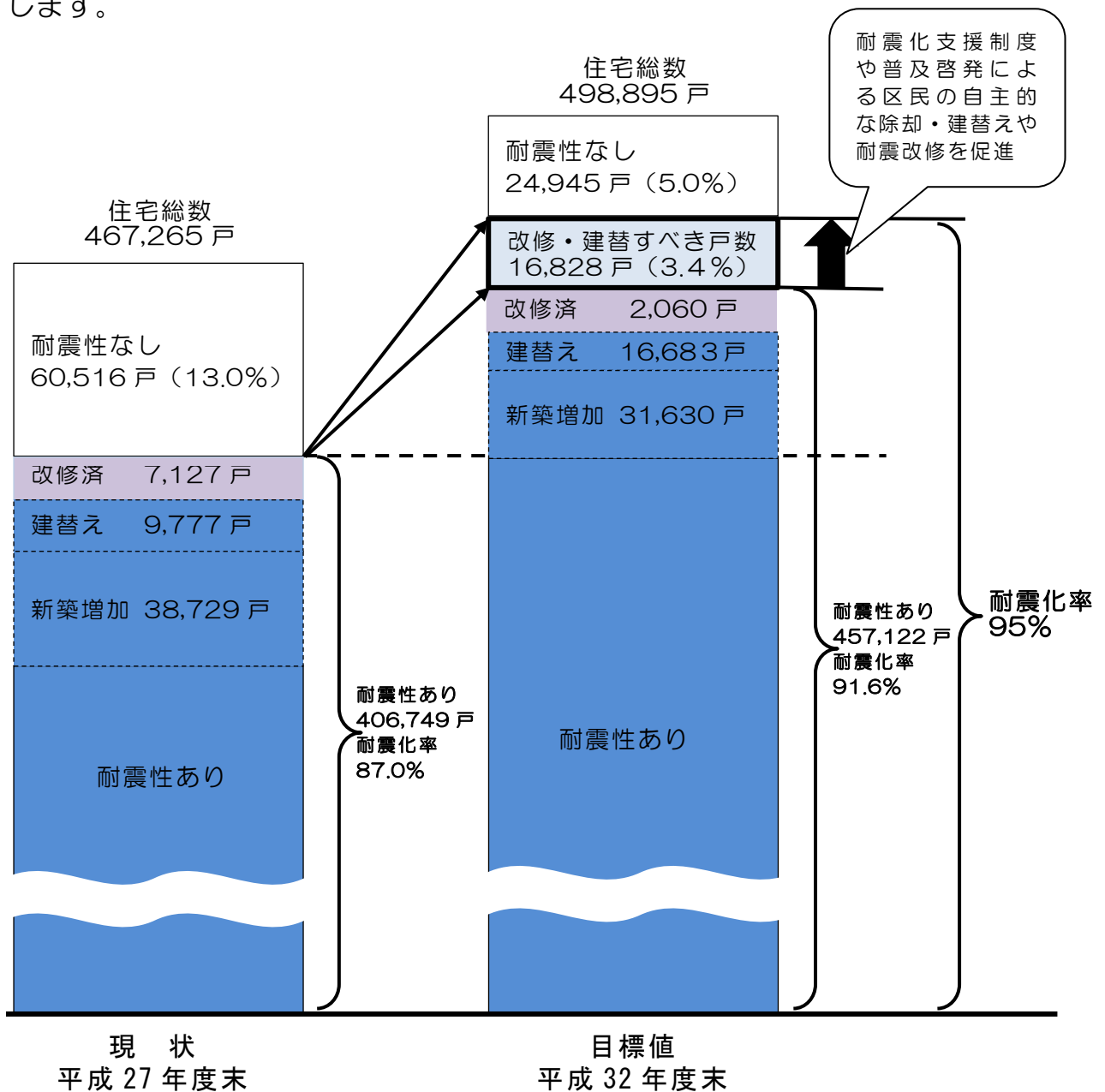
## Ⅱ 今後の取り組み方針

### 1. 耐震化の目標

#### (1) 住宅の耐震化の目標

住宅は、平成 32 年度までに耐震化率を 95%とします。

自然更新による建替えや住宅の新築により、平成 32 年度には耐震化率が 91.6%に向上することが推定されます。これまでの耐震化助成事業の対象拡大および周知の徹底等による耐震改修等への誘導や、住宅の耐震化の必要性に関する啓発等による区民の自主的な除却・建替えや耐震改修を促進することにより、さらに耐震化を促進し、平成 32 年度の住宅の耐震化率 95%を目標とします。



## (2) 民間特定建築物の耐震化の目標

民間特定建築物は、平成32年度までに耐震化率を95%とします。

民間特定建築物については、平成32年度までに耐震化率95%を目標とします。

### ■耐震化率の現状と目標（一覧）

建築物の分類	耐震化率	
	現 状 平成27年度末	目 標 平成32年度末
住 宅	87.0%	95%
民間特定建築物	82.2%	95%
防災上重要な区公共建築物	100%	—

- 平成32年度までに、約17,000戸の除却・建替えや耐震改修により、耐震性を満たしていない建築物を減らします。
- 耐震改修戸数を増やすために、さらなる強化・推進が必要です。
- 耐震化支援制度を活用できていない（対象外・知らない・資金不足）層を新たに取り込むための施策が必要です。
- 区の直接支援と、普及啓発による自主的な耐震化を促します。